



皆さま、今日は。地区危機管理委員長の津留です。本日は、例会の卓話のお時間を頂きました。ありがとうございます。

青少年交換プログラムの派遣と受入のクラブとして歴史の長い勝浦 RC の皆さまには、釈迦に説法ではないかと思いましたが、「ホストクラブの危機管理」という題目で、お話しをさせていただきます。

>NEXT

2022-23年度交換件数

地域別区分	コード	人数	女	男
アジア	1	15	9	6
オセアニア	2	2	2	0
欧州	3	38	22	16
北米	4	32	22	10
南米	5	5	3	2
合計		92	58	34

さて、これは今年度の日本 34 地区の交換件数です。参加地区は 17 地区となっています。また来日学生数は、コロナ前で 180 名ですので、参加地区数と来日学生数が約半分となっております。

>NEXT



勝浦 RC がホストをする学生、ブルックリンさんです。既にホストファミリーのお宅に着いているのではないかと思います。

>NEXT



ホスト側では、先ず公的証明書と保険を確認します。パスポート、ビザ、在留カード、国民健康保険証、旅行保険付保 ID 等です。

3ヶ月以上滞在する来日学生は、国民健康保険の加入が必要です。入国後1週間以内に手続きをします。ケガ・病気の治療費は、国保で自己負担分の3割を支払います。この3割の治療費を、旅行保険で補償をする仕組みとなっております。

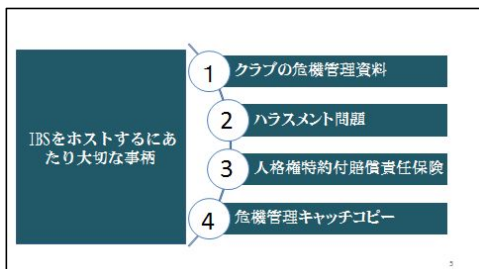
では、実際にはどのくらい保険金の請求がされているのでしょうか？ 少し古いのですが2018-19年度では、34地区全体で約50万円の保険請求額がありました。多くは軽傷のもので、3割負担部分も完治するまでに約1万円程度となっております。

ホストファミリーでは、学生の治療費の立替が発生しますが、必ず保険金の請求をお願いします。ホストファミリーがお医者さんですと、請求をしない場合が多く見受けられます。一般のホストファミリーで、自宅にある薬を塗る、包帯をするなどと同じ感覚で、お金を取らないという事だと思いますが、少額でも保険請求をしてください。

手続きは簡単です。RIJYEM (ライジエム) が一括しておりますので、連絡をしてくださ

い。RIJYEM と言うのは、34 地区の青少年交換多地区合同組織です。実は、私は、RIJYEM の保険窓口担当ですので、お気軽に相談してください。

>NEXT



さて本筋に戻ります。来日学生（IBS）をホストするに際しては、右の4つの事柄が基本となります。

・危機管理資料、・ハラスメント問題、・人格権特約付賠償責任保険、それと危機管理キャッチコピーです。

それでは、先ず、危機管理資料を見てみましょう。

>NEXT



クラブの危機管理資料です。

>NEXT

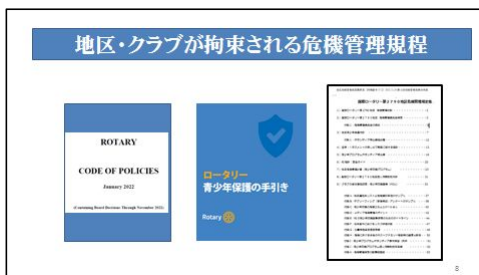


その前に、一体ロータリーは、いろいろなリスクから何を守ろうとしているのでしょうか？

それは、先ず参加者です。次に参加者を支えるボランティアです。このボランティアとは、青少年交換ですと、ガバナー、地区委員やクラブ会員、学校関係者、地域の方々となります。そしてもう一つ忘れがちになるのが、ロータリーのブランド

です。参加者とボランティアを守る事は、一番に思い当たりますが、ブランドの輝きを守ることです。ロータリーのブランド、イコール、ロータリアンのプライドです。

>NEXT

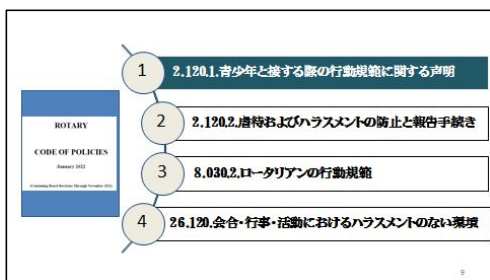


さて、様々なリスクから三者を守る為にルールがあります。地区・クラブが拘束される危機管理規程です。

それは、ロータリー章典とロータリー青少年保護の手引き、そして地区の危機管理規程です。

ロータリー章典からみてみましょう

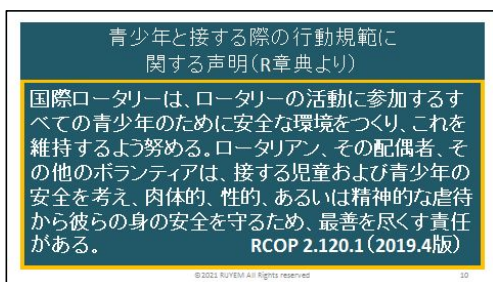
>NEXT



ロータリー章典の中に、ハラスメント関連の規定は、4つほどあります。

その内、一番大切な理念が 2.120.1.の「青少年と接する際の行動規範に関する声明」です。

>NEXT



RCOP 2.120.1 (2019.4 版)

読上げます。「国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。」

青少年プログラムは全てこの理念に基づいております。青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努めてまいりましょう。

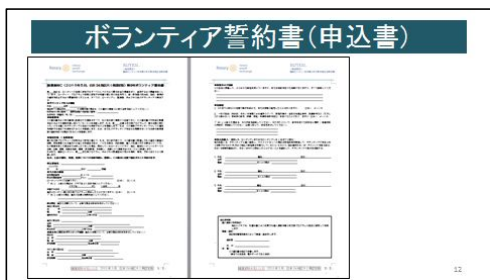
>NEXT



次に、「ロータリー青少年保護の手引き」です。これは、地区やクラブが参加する青少年プログラムの安全な環境を維持する為の実施指針や要領が定められております。

このうち、「青少年プログラムボランティア申込書」について説明します。

>NEXT



これが、書式です。

「青少年プログラムボランティア申込書」ですが、青少年交換では、「誓約書」となっております。

青少年交換プログラムに参加する地区は、R I 事務総長より地区認定をもらうことが必須です。

その際の地区認定申請書式のの一つが、この「青少年ボランティア申請書」で、これは2015年5月に日本34地区が認定された際の書式です。

RIは、2005年に地区認定制度を策定するにあたり、ボランティアに無犯罪証明を要求しました。日本国内では、ガバナー会にRI指針検討委員会が置かれ、その対応に当たりました。自分の無犯罪証明を請求できるのはごく限られた場合のみで、原則不可能となっております。そこで、いわゆる保証人3名の連署をもって、これに変わる事で地区認定を取った経緯があります。

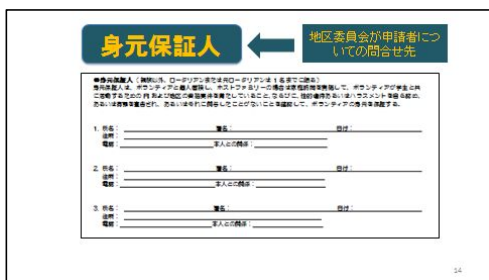
>NEXT



ここの、部分が問題の犯罪歴申告です。

いいえにチェックを入れます。

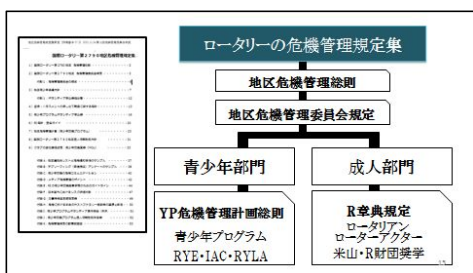
>NEXT



そして、身元保証人として、ロータリアン、他2名の署名をもらいます。

この誓約書（申請書）の有効期間は、5年としております。

>NEXT



次に、地区の危機管理規程集ですが、地区危機管理総則、危機管理委員会規定があります。その下に青少年部門と成人部門に分け、特に青少年プログラムに付いては、危機管理計画総則を設ける事になっておりますが、現在青少年交換プログラムに付いてのみ「危機管理計画」が策定されています。

これは、RIの決定で、2022-23年度から、青少年交換危機管理計画を策定しない地区は、交換が出来ない事になりましたので、昨年度、地区危機管理委員会ですらで急ぎ策定をした次第です。ですから、IAやRYLAについても同様な危機管理計画策定を完成させ、それらを合わせて、YP危機管理計画総則を整備する事になっております。

>NEXT



と言う事で、指針、規則等のルールに関しましては、以上ですが、実際どうすればハラスメントを回避できるかをお話いたします。

>NEXT



このイラストをご覧ください。パワーハラスメント、パワハラの場合です。今年の4月から中小企業にも防止措置が義務化されましたので、よくご承知の事と思いますが、青少年プログラムに於きましても、くれぐれも注意をお願いします。ハラスメントは被害者が主体です。ハラスメントを申し立てられた側が、「そんなつもりはなかった・・・」と反論して

も役に立ちません。

>NEXT



この図は、セクシャルハラスメントです。

2018年、RIJYEMにRIからメールが届きました。「『**さんは、日本の地区***、***RCに派遣された。ホストファミリーから無理やり壁に押し付けられキスをされた』という申立てがRIにあった。については、事の経緯を調べてほしい」。

RIJYEMは「調べるが、そのハラスメントは何時の事か・・・」。返事は「1991年の夏交換である」との事でした。調べた結果、申し立てを受けたホストファミリーのクラブ会員は、既に退会し、死亡が確認されました。つまり、ハラスメントの申し立ては、被害を受けた時ではなく、ずーと後から表面に出てくるということです。それだけ学生にとっては、被害のトラウマを克服することに時間がかかり、ようやくRIにハラスメント被害の申し立てをするという事になった訳です。このケースでは、「#Me Too」は27年後に浮き出て来たという事になります。

>NEXT

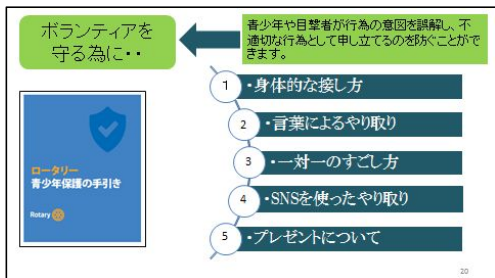


そこで、青少年保護の手引きから、学生本人にとどまらず、ボランティアを守るために、「ここまではOK」の指針をお話しします。

ハラスメントの申し立ては、本人だけではありません。目撃者も含めて、その行為の意図を誤解されないよ

うにする必要が有ります。

>NEXT



- 1) 身体的な接し方
- 2) 言葉によるやり取り
- 3) 一対一のすごし方
- 4) SNS を使ったやり取り
- 5) プレゼントについて

以上、青少年保護の手引きより抜粋をしました。

>NEXT

(1) 身体的な接し方：

身体的な接触をする前に、たとえ抱擁（ハグ）だけであっても、常に相手の同意を得てください（特に相手が青少年である場合）。

また、この同意はいつでも取り消し可能であることを忘れないでください。

青少年は、「ノー」と意思表示することの重要性を認識すべきです。

どのような身体的接触が容認されるかを理解しておくことで、安全で快適な環境をつくり、青少年と成人の双方を守ることができます。

まず、「身体的な接し方」です。

身体的な接触をする前に、たとえ抱擁（ハグ）だけであっても、常に相手の同意を得てください（特に相手が青少年である場合）。

また、この同意はいつでも取り消し可能であることを忘れないでください。

青少年は、「ノー」と意思表示することの重要性を認識すべきです。

どのような身体的接触が容認されるかを理解しておくことで、安全で快適な環境をつくり、青少年と成人の双方を守ることができます。

>NEXT

容認される身体的接触 (文化的に適切である場合、相手の同意を得ることが条件)	容認されない身体的接触 (同意の有無に関わらない)
<ul style="list-style-type: none"> ・側面から軽く抱擁（ハグ）する ・肩や背中をポンと軽くたたく ・握手する ・ちょっとした承認・賛意のジェスチャー（親指を立てる・拍手する 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体全体を接触させて抱擁（ハグ）する ・腰にキスをする ・他の人達から離れた場所で身体的に愛情表現を示す ・膝の上に座る。座らせる。 ・冗談で取っ組み合う ・誰かをおふったり、肩車をする ・くすぐる ・マッサージをする ・相手が望まない身体的愛情を与えようとする ・尻や腰回り、胸、股間の当たりを触る ・いかなる形であれ、性的に接触する

では、○✕をみてみましょう。

○は、・側面から軽く抱擁（ハグ）する

・肩や背中をポンと軽くたたく

・握手する

・ちょっとした承認・賛意のジェスチャー（親指を立てる・拍手する 等）

✕の項目をよく理解してください。

>NEXT

(2) 言葉によるやり取り：

成人と青少年の間の言葉によるやり取りを適切なものに保つことは、物理的に適切な境界を保つことと同じくらい重要です。

2番目、

2) 「言葉によるやり取り」です。

成人と青少年の間の言葉によるやり取りを適切なものに保つことは、物理的に適切な境界を保つことと同じくらい重要です。

>NEXT

○ 容認される 言葉によるやり取り	✖ 容認されない 言葉によるやり取り
<ul style="list-style-type: none"> ・前向きなアドバイスをする ・一般的に受け入れられる冗談を言う ・励ます ・ほめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・侮辱的な言葉で呼ぶ「バカ」「間抜け」など ・成人が性的な経験や自分の私的な問題について青少年と話す ・ある物事を秘密にすることを成人が青少年に頼む ・ののしる言葉を使う ・差別的・性的な冗談を言う ・相手をはずかしめたり軽視したりする ・不安・恐怖・羞恥心を抱かせる言葉を使う ・青少年やその家族、文化、ジェンダー、性的指向、その他の個人的事情について否定的なコメントを述べる ・人の容姿や体の発育についてコメントを述べたり、ほめたりする

パワハラ、モノハラです。

✖は、

- ・侮辱的な言葉で呼ぶ「バカ」「間抜け」など
- ・成人が性的な経験や自分の私的な問題について青少年と話す
- ・ある物事を秘密にすることを成人が青少年に頼む

- ・ののしる言葉を使う
- ・差別的・性的な冗談を言う
- ・相手をはずかしめたり軽視したりする
- ・不安・恐怖・羞恥心を抱かせる言葉を使う
- ・青少年やその家族、文化、ジェンダー、性的指向、その他の個人的事情について否定的なコメントを述べる
- ・人の容姿や体の発育についてコメントを述べたり、ほめたりする

事例があります。ロータリアンが来日学生に「大きい胸してるね。お尻もかっこいいね・・」と大声で話しかけました。その後、地区委員会は学生からハラスメントの申立てを受けました。ロータリアンは、お酒の席を出たタイミングで、声を掛けています。当然 RI に報告がされました。結果、地区委員会はプログラムから外し、学生に接触が出来ない様にしました。

>NEXT

(3) 一対一のすごし方：
成人と参加者が二人だけになる時間がある場合、青少年にとって虐待やハラスメントのリスクが高くなると同時に、ボランティアにとって不適切な行為を申し立てられるリスクも高まります。

例えば、ボランティアが青少年と二人きりになる時間が必要な場合、ほかの成人による事前の承認を義務づけることがあります。その際、ほかの成人は、二人きりになる面会の詳細を尋ね、事前通知なしに面会に同席したり、観察したりすることの承諾を得るようにします。

青少年と二人きりになる場合、特に身体的な接触を制限することで、青少年や目撃者が行為の意図を誤解し、不適切な行為として申し立てるのを防ぐことができます。

3 番目です。

(3) 一対一のすごし方：

成人と参加者が二人だけになる時間がある場合、青少年にとって虐待やハラスメントのリスクが高くなると同時に、ボランティアにとって不適切な行為を申し立てられるリスクも高まります。

例えば、ボランティアが青少年と二人きりになる時間が必要な場合、ほかの成人による事前の承認を義務づけることなどがあります。

その際、ほかの成人は、二人きりになる面会の詳細を尋ね、事前通知なしに面会に同席したり、観察したりすることの承諾を得るようにします。

青少年と二人きりになる場合、特に身体的な接触を制限することで、青少年や目撃者が行為の意図を誤解し、不適切な行為として申し立てるのを防ぐことができます。

>NEXT

○ 容認される 個人同のやり取り	✖ 容認されない 個人同のやり取り
<ul style="list-style-type: none"> ・他の人がいる公の場で会う ・ドアを開けたままに、他の成人に事前にその事を知り、それを条件に、教室、事務所、その他のプライベート(又は半プライベート)な場所で会う ・事前に承認されていることを条件に、家の中やその他のプライベートな場所で会う (家人がいるホストファミリー宅 等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・未承認の宿泊又は浴室・シャワートイレ施設の共同使用を伴う個人的なやり取り ・他の成人による事前の承認なく、一人の青少年を自動車で乗せる

○は、第三者をかませる事です。

第三者に一対一になる状況を説明しておいてください。そして、出来るだけ第三者を入れた場面を作るようにしてください。

>NEXT

(4) SNSを使ったやり取り：

Eメールやインターネットでのやり取り連絡手段としてショートメッセージ、Eメール、ソーシャルメディア、個人電話が普及してきたことは、参加者の安全を守る上で新たな課題を生み出しています。

青少年活動団体の多くは、成人と青少年が私的な目的でショートメッセージやインターネット上の連絡をすることを禁じています。

これらの団体は、そのような連絡を行う場合、成人をもう一人含めることを義務づけています（CCに追加する、など）。

4つ目です。

(4) SNS を使ったやり取り：

Eメールやインターネットでのやり取りの連絡手段としてショートメッセージ、Eメール、ソーシャルメディア、個人電話が普及してきたことは、参加者の安全を守る上で新たな課題を生み出しています。青少年活動団体の多くは、成人と青少年が私的な目的

でショートメッセージやインターネット上の連絡をすることを禁じています。これらの団体は、そのような連絡を行う場合、成人をもう一人含めることを義務づけています（CCに追加する、など）。

ここでも第三者の介入が必要です。

>NEXT

青少年のSNS上のコミュニケーションに關する方針	青少年のSNS上のコミュニケーションで避ける事
<ul style="list-style-type: none"> 連絡の際に他の会員や保護者に同時送信する(CCに追加する) 非公開グループで複数の青少年と連絡をとる、又は、一般に公開されていないWEBサイトやSNSページを使用する カウンセラ、アドバイザー、ホストファミリーが守衛と独自に連絡を取る事を認める事も出来る(但し、地区委員長の事前承認が得られた場合に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 平暴な言葉、強制的な言葉、脅かしやプレッシャーを与える表現、又は特定のコメントや相手をはずかしめるコメント 性的なコメントや画像 事前承認を得ずに青少年との間で個人的なメッセージを交換する 保護者の同意を得ずに青少年の写真を投稿する 写真について不適切なコメントを書き込む

〇は、

- 連絡の際に他の会員や保護者に同時送信する（CC:に追加する）
- 非公開グループで複数の青少年と連絡をとる、又は、一般に公開されていないWEBサイトやSNS ページを使用する
- カウンセラ、アドバイザー、ホストファミリーが学生と独自に連絡を取る事を認める事も出来る（但し、地区委員長の事前承認が得られた場合に限る）

>NEXT

(5) プレゼントについて：

プレゼントは通常、思いやりや友情の印として贈られますが、虐待のための手なづけの手段として使われることもあります。

このため、青少年プログラムにおいてはプレゼントの指針も定めておくことが重要です。

最後の5番目です。

(5) プレゼントについて：

プレゼントは通常、思いやりや友情の印として贈られますが、虐待のための手なづけの手段として使われることもあります。このため、青少年プログラムにおいてはプレゼントの指針も定めておくことが重要です。

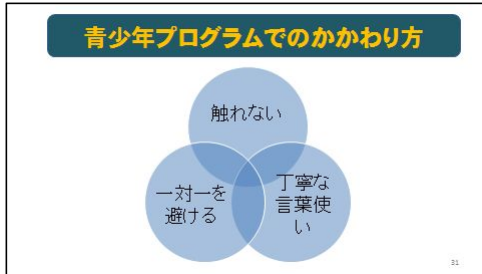
>NEXT

容認されるプレゼント	容認されないプレゼント
<ul style="list-style-type: none"> 参加者全員にプレゼントや褒美の品を渡す イベントまたはグループ活動の場で表彰や記念の品を渡す 事前に親またはほかの成人の承認を得た上で、一人の参加者または少人数のグループにプレゼントを渡す 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の承認なく、一人の参加者または少人数のグループにプレゼントやほろびの品を渡す 内密にプレゼントを渡す 性的志向または性的示唆を含むプレゼントを贈る(衣服など) 成人と青少年の間のプライベートな連絡用にスマホをプレゼントする 宝飾品、金銭など高価な品を贈る 事前の承認なしに、旅行や外食に連出す 酒、薬物、ポルノ、その他の反道徳的又は違法な品をプレゼントする

〇は、

- 参加者全員にプレゼントや褒美の品を渡す
- イベントまたはグループ活動の場で表彰や記念の品を渡す
- 事前に親またはほかの成人の承認を得た上で、一人の参加者または少人数のグループにプレゼン

トを渡す
>NEXT



5つの場面について説明をしましたが、
1) 触れないようにする
2) 丁寧な言葉使いをする
3) 一対一を避け、公にする。
の3点にまとめる事が出来ます。

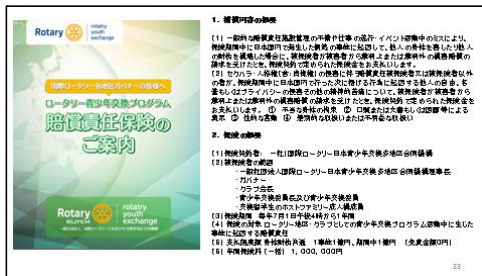
>NEXT



さて、賠償責任保険のお話です。

地区では、2つの賠償責任保険に加入しています。
1) 青少年交換プログラム (RYE)
2) 青少年プログラム (IA, RYLA)
で、被保険者はロータリアンとローターアクターとなっています。

>NEXT



本日は、青少年交換プログラムの賠償を説明します。

1. 補償内容の概要

- (1) 一般的な賠償責任施設管理の不備による損害賠償。
- (2) セクハラ・人格権 (含：肖像権) の侵害に伴う賠償責任で、

- ① 不当な身体拘束
- ② 口頭または文書もしくは図画等による表示
- ③ 性的な言動
- ④ 差別的な取扱いまたは不利益な取扱いなどでの賠償です、

2. 保険の概要

- (1) 保険契約者： 一社) 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構
- (2) 被保険者の範囲
 - ・一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構理事長
 - ・ガバナー
 - ・クラブ会長
 - ・青少年交換委員長及び青少年交換委員
 - ・交換留学生のホストファミリー成人構成員
- (5) 支払限度額 身体財物共通 1事故1億円、期間中1億円 (免責金額0円)
- (6) 年間保険料 (一括) 1,000,000円

>NEXT

The image shows a screenshot of a Japanese insurance policy document. The title is '短期派遣学生用旅行保険の案内 OBS-STEP' (Short-term dispatched student travel insurance guide OBS-STEP). It includes a table with columns for '保障内容' (Coverage), '保険金額' (Insurance amount), '適用期間' (Applicable period), '備 考' (Remarks), and '適用条件' (Applicable conditions). The table lists various types of insurance such as '海外旅行' (Overseas travel), '海外研修' (Overseas training), '海外ボランティア' (Overseas volunteer work), '海外研修費用' (Overseas training expenses), '海外研修費用' (Overseas training expenses), '海外研修費用' (Overseas training expenses), '海外研修費用' (Overseas training expenses), '海外研修費用' (Overseas training expenses), and '海外研修費用' (Overseas training expenses). A note at the bottom right says '他社の保険の場合、この安全基準を満たしていることを確認' (In the case of other insurance, please confirm that it meets these safety standards).

次に、保険関連で、例えば IAC が海外研修に旅行する場合に掛ける保険について説明をします。青少年が海外旅行をする場合は、安全退避費用の項目が補償されている保険が必要です。それも自然災害時の緊急避難費用項目です。

>NEXT

The infographic is titled '賠償責任' (Liability). It features two boxes with text and small images. The first box describes a case from 2011.3.11 at Ochiai Elementary School involving 23 children, with a court decision on 2019.10.10 for 14 billion 360 million yen. The second box describes a case from 2017.3.27 at Ohtahara High School involving 7 students and 1 teacher, with a court decision on 2022.2.2 for 3 billion 850 million yen. Small images of school buildings and a snowy mountain are included.

ここで、賠償責任を問われ、判決で支払い命令が出た場合は、賠償金額が大きくなります。その例示をします。

2011.3.11 大川小学校
児童 23 名犠牲
判決確定：損害賠償額
2019.10.10

14 億 3 6 0 0 万円

2017.3.27 大田原高校生徒 7 名、教諭 1 名雪崩遭難
損害賠償訴訟（宇都宮地裁）

2022.2.2
3 億 8 5 0 0 万円

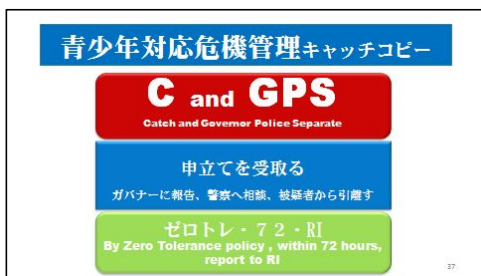
>NEXT

The image is a screenshot of a news article from NHK NEWS JAPAN, dated 2020年2月19日. The headline is '米ボーイスカウト連盟が破産申請 性虐待の訴訟続出' (US Boy Scouts of America file for bankruptcy as sexual abuse lawsuits continue). The article text mentions that the US Boy Scouts of America (BSA) filed for bankruptcy protection under Chapter 11 of the US Bankruptcy Code on February 18, 2020, in response to a lawsuit filed by a former scoutmaster. It also notes that BSA's statement distinguishes it from local councils, which are not filing for bankruptcy.

また、米国では、米団体「ボーイスカウトアメリカ連盟」(BSA)に対して性的虐待の損害賠償を求める訴訟が相次ぎ、BSA は 2020 年 18 日、連邦破産法 11 条（日本の民事再生法に相当）の適用を申請した。BSA の声明によると、地方連盟は BSA とは法的に区分され、財務上も独立した組織。地方連盟は破産申請はしていない。

これらの訴訟から、ロータリーボランティアを守ることが出来るのは、危険リスクの事前調査、そのリスク回避の仕方、また実際にリスクの被害に遭った場合、どの様に被害者を救済するのかを事前に決めておくことが大切です。その上での保険となります。

>NEXT

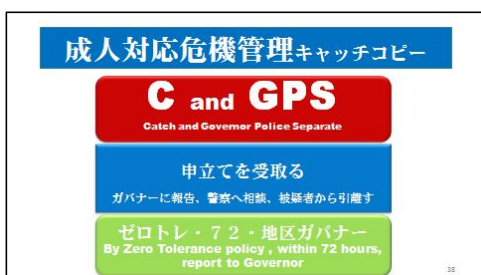


危機に直面した時のために、合言葉を覚えてください。

「C and G, P, S」「キャッチ アンド ガバナー、ポリス、セパレート」
申立てを受ける、ガバナーに報告、警察に相談、被疑者から引き離す」です。

また、犯罪は全て警察に通報するという意味の「ゼロトレランス」が、RIの基本理念となっており、加えて、ハラスメントの申立てを受けた地区は、72時間以内にRIへ報告しなければなりません。「ゼロトレ・72・RI」です。

>NEXT



続いて、成人対応の危機管理キャッチコピーです。

「C and GPS」は同じですが、「ゼロトレ・72・地区ガバナー」となります。

>NEXT



現在、青少年交換プログラムの情報は、RIJYEMが一括して管理しています。そのシステムがYESS (イエス) です。

このシステムは、DATAを入力する時には、学生、クラブ、地区の三者がそれぞれ分担をしています。従ってクラブも地区もDATA入力に関して、大変助かっていると思います。

>NEXT



危機管理上の管理では、「今どこMAP」が活躍しています。

大規模地震、津波、台風・大雨、竜巻や森林火災等々、また、テロなどが発生した時に、学生の居場所が、世界地図上で示されれば、例えば関係ない地域にいる事が分かれば大変安心です。

>NEXT



以上、様々なお話をさせていただきました。

ご清聴ありがとうございます。